

令和7年度台湾向け生果実輸出に係る事務手続きについて

令和6年9月

長野県農政部農業技術課

台湾向け生果実検疫実施要領（平成18年2月7日17消安第11342号）第3の規定により、生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録に必要な手続を以下のとおりと定めます。

1 対象品目及び受付期間

対象品目	受付期間	申請先（相談窓口）	選果技術員研修会
もも・すもも	令和7年1月6日（月） ～1月31日（金）	登録を受けようとする 生産園地等の所在地を 管轄する長野県農業農 村支援センター （農業農村振興課）	令和7年3月上中旬 （予定）
りんご・なし	令和7年4月1日（火） ～4月30日（水）		令和7年6月上中旬 （予定）

2 選果技術員研修会

- ・登録を受けようとする選果こん包施設の選果技術員は、植物防疫所が実施する選果技術員研修会を受講することが必須であり、同研修会を受講しない場合は、登録されません。
- ・開催日時等の詳細は、別途お知らせします。

3 申請に必要な書類一覧表

書 類 名	様 式
①台湾向け生果実輸出園地登録表	園地登録表
②台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書	第3号様式
③薬剤防除実施計画	別紙1
④モモシンクイガ防除指導及び害虫寄生果除去指導実施計画	別紙2
⑤出荷計画	別紙3
⑥【新規施設限定】選果こん包施設の写真	—

4 留意事項

- ・新規に登録申請を行うとする者は、事務手続を円滑に進めるため、予め最寄りの農業農村支援センターに御相談ください。
- ・相手国が設定する残留農薬基準値に配慮した農薬散布を行ってください。
- ・防除暦や発生予察情報等に基づくモモシンクイガの防除を適正に実施してください。
- ・登録を受けた各選果こん包施設は、輸出実績の有無に関わらず、台湾側検査官による査察を受ける可能性があります。また、査察に係る経費は日本国の負担となっておりますので、登録された全ての選果施設で均等に経費を負担していただくこととなります。
- ・検疫でモモシンクイガ等が確認され不合格となった場合、該当荷口の生産園地がその原因を特定するなど、原因究明と再発防止対策が早期に実施できる体制を整えておいてください。